

提言編

目 次

第 1 次調査結果

第 1 章 調査の背景、目的、調査団構成	1
1 - 1 調査の背景及び目的	1
1 - 2 調査団構成	1
1 - 3 調査日程	2
1 - 4 主要面談者	3
第 2 章 調査結果概要	5
2 - 1 タンザニア	5
2 - 1 - 1 タンザニア政府の方針	5
2 - 1 - 2 対象地域の現状	5
2 - 1 - 3 R A A 開発の枠組み	6
2 - 1 - 4 治安状況	7
2 - 1 - 5 我が国協力の必要性和その方向性	7
2 - 1 - 6 具体的な協力方法	8
2 - 1 - 7 協力実施上の留意点	10
2 - 2 ジュネーブ	10
2 - 2 - 1 タンザニア調査結果報告	10
2 - 2 - 2 合同プロジェクト形成について	11
第 3 章 今後の対応	12
3 - 1 U N H C R との合同プロジェクト形成調査（ 2 週間程度 ）	12
3 - 2 企画調査員の派遣	12

第 2 次調査結果

第 1 章 調査の背景、目的、調査団構成	15
1 - 1 調査の背景及び目的	15
1 - 2 調査団構成	15
1 - 3 調査期間	16
1 - 4 主要面談者	17

第2章 調査結果概要	19
2 - 1 保健・医療分野	19
2 - 1 - 1 対象地域における概要	19
2 - 1 - 2 難民受入地域におけるN G Oの活動状況	20
2 - 1 - 3 形成案件概要	21
2 - 1 - 4 その他	22
2 - 2 水供給分野	22
2 - 2 - 1 対象地域における現状	22
2 - 2 - 2 形成案件	24
2 - 2 - 3 その他	26
第3章 今後の取り進め方	27
第4章 案件実施に際しての留意点	28
第5章 U N H C Rとの連携に際しての留意点	29

第 1 次調査結果

第 1 章 調査の背景、目的、調査団構成

1 - 1 調査の背景及び目的

本調査は、アフリカ開発会議（T I C A D）において我が国が対アフリカ協力の重点分野の 1 つとしている紛争予防・復興支援に係る取り組みの一環として、アフリカの難民受入国において難民受入地域（R A A : Refugee Affected Areas）の開発に資する協力を二国間ベースで行うことによって、受入国の（難民受入れに伴う）負担の軽減を図り、もって当該国が地域安定勢力としての役割を継続的に果たしていくことを誘導するとの考えの下、我が国としてこの理念の下での具体的な協力のあり方を探ることを目的とする。

具体的には、大湖地域において 1970 年代から今日までルワンダ、ブルンディ、旧ザイール（現コンゴ民主共和国）等からの難民を継続的に受け入れてきたタンザニア連合共和国（以下「タンザニア」と記す）を対象とし、特に現在ブルンディ、コンゴ難民を中心に大量の難民が存在する同国キゴマ州に焦点を当て、難民キャンプ及び周辺地域の現状、政府の R A A 開発に係る優先度、同地域における開発ニーズ・計画、治安状況、安全確保措置等を確認し、我が国としての協力方針、協力可能な分野等を検討した。

なお、今回調査は、2000 年 7 月に行われた国連難民高等弁務官事務所（U N H C R） - J I C A 間第 1 回定期協議の結果を受け、2000 年度後半に両機関合同で行う予定のプロジェクト形成調査に先立ち、我が方としての協力方針策定に必要な情報収集を行うことも目的としたものである。

1 - 2 調査団構成

担 当	氏 名	所 属
団長 / 総括	花谷 厚	国際協力事業団アフリカ・中近東・欧州部計画課課長代理
開発計画	小向 絵理	国際協力事業団企画・評価部環境・女性課 Jr 専門員
協力企画	川村 康予	国際協力事業団アフリカ・中近東・欧州部アフリカ課

なお、小向団員についてはタンザニアのみ参加。

1 - 3 調査日程

調査期間：2000年9月2日～9月15日（14日間）

日 順	日 付	曜 日	時 刻	調査内容	宿泊地
1	9月2日	土	13:05 17:35 22:15	成田発（BA008） ロンドン着 ロンドン発（BA2069）	
2	9月3日	日	11:15 15:00	ダルエスサラーム着 ホテルにてローカルコンサルタントとの打合せ	ダルエスサラーム
3	9月4日	月	8:30 9:30 11:00 14:00	JICAタンザニア事務所 在タンザニア日本大使館 首相府 Special Programme for Refugee Affected Areas（SPRAA）	↓
4	9月5日	火	A M 14:00 15:30 17:00	キゴマへ移動（TC520 及び UNHCRチャーター機） Kigoma Regional Office UNHCRキゴマ事務所 現地視察（キゴマ給水場）	キゴマ
5	9月6日	水		Bangwe Prison Refugee receiving centre Refugee holding centre Lake Tanganyika Stadium Muzeze Dispensary Kigembe Dispensary Bugaga Irrigation Scheme Kiganamo Primary School Kasulu Town Electrification	カスル
6	9月7日	木		Kasulu District Hospital UNHCRカスル事務所 Mutabila, Muyovosi 難民キャンプ見学 Shunga-Mwali road 見学 Makere dispensary 見学 Kasulu District Office	↓
7	9月8日	金	A M 15:00	ダルエスサラームへ移動（UNHCRチャーター便、TC557） UNHCRタンザニア事務所打合せ	ダルエスサラーム
8	9月9日	土		他ドナープロジェクト視察	↓
9	9月10日	日		他ドナープロジェクト視察	↓
10	9月11日	月	9:00 14:00 16:00	ダルエスサラーム大学 SPRAAにてラップアップ 国連児童基金（UNICEF）	↓
11	9月12日	火	9:00 11:00 14:00 19:00	首相府報告 日本大使館報告 JICAタンザニア事務所報告 ダルエスサラーム発（BA2066）	機 中
12	9月13日	水	4:55 7:40 10:25 15:00	ロンドン着（小向団員はロンドン経由成田着） ロンドン発（BA2736） ジュネーブ着 UNHCRとの打合せ	ジュネーブ
13	9月14日	木	10:30 20:35 21:45 23:25	UNHCRとの打合せ ジュネーブ発 パリ着 パリ発	機 中
14	9月15日	金	18:00	成田着	

1 - 4 主要面談者

(1) タンザニア

1) 首相府 (Prime Ministers Office)

Eliseta Isaac KWAYU	Deputy Permanent Secretary
Basil KAUNGA	Assistant Director-Central Ministries
Erad M. MUSHI	Liaison Officer

2) Special Programme for Refugee Affected Areas (S P R A A)

Elliakim J. MWAISAKA	Programme Officer
Abdul MTUMWA	Programme Coordinator

3) 国連難民高等弁務官事務所

(U N H C R : United Nations for High Commissioner for Refugees)

ダルエスサラーム Branch Office

Marion KAMARA	Representative
Nana KWAKYE	Project Control Officer

キゴマ Sub Office

Marion ROCHE	Head of Sub Office
Peter Mueti MWISA	Logistic Officer
Adam Rajab ODONGO	Assistant Repatriation / Field Officer

カスル Sub Office

Carlos ZACCAGNINI	Head of Sub Office
George KUCHIO	Protection Officer
Christer SKARP	Field Safety Advisor

4) Kigoma Regional Office

Abbakar Y. Magumia	RC, Kigoma
Edmund K. MAHUGI	Managing Director, Urban Water Supply and Sewage Authority

5) Kasulu District Office

E. E. MFURU	District Commissioner
-------------	-----------------------

6) 国連児童基金 (U N I C E F : United Nations Children's Fund)

Isiye NDOMBI	Senior Programme Coordinator and Deputy Representative
Erick DETIER	Emergency Liaison Officer

7) ダルエスサラーム大学 (University of Dar es Salaam)

Sengondo MVUNGI	Dean, Faculty of Law
Sifuni Ernest MCHOME	Lecturer in Law, Associate Dean, Faculty of Law

8) ローカルコンサルタント

Grant K. MWAKATUNDU	Executive Director, GAK & CO
---------------------	------------------------------

9) 在タンザニア日本大使館

佐藤 啓太郎	特命全権大使
田港 朝彦	二等書記官
安居 信之	専門調査員

10) JICAタンザニア事務所

青木 澄夫	所 長
古川 光明	次 長
二見 伸一郎	所 員
Jackson BISWARO	Chief Programme Officer

(2) ジュネーブ

1) U N H C R

Frederick BARTON	Deputy High Commissioner
Misako KAJI	Special Advisor to the High Commissioner
John HOREKENS	Director, Division of Communication and Information
Peter de CLERCQ	Head of Desk, Great Lakes Operation
Sajjad MALIK	Senior Rural settlement Officer / Officer in Charge, Reintegration and Local Settlement Section
Keisuke MURATA	Senior Fundraising Officer, Donor Relations and Resource Mobilization Service
Hiroko ARAI	Associate Fundraising officer, Donor Relations and Resource Mobilization Service
Snezana SAZDIC	Desk Officer, Burundi-Tanzania, Great Lakes Operation
Pia PAGUIO	Associate Economic / Planner, Reintegration and Local Settlement Section

2) 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部

岸守 一	二等書記官
------	-------

第2章 調査結果概要

2 - 1 タンザニア

2 - 1 - 1 タンザニア政府の方針

現在タンザニアには国連難民高等弁務官事務所(U N H C R)保護下にあるものだけで約47万人の難民が存在するが、このうち約43万人はブルンディ及びザイル/コンゴ民主共和国からの難民であり、その大部分(約35万人)が今回対象としたキゴマ州のカスル及びキボンド周辺の9つの難民キャンプにおいて収容されている。

タンザニア政府はこれまで大湖地域の安定化に重要な役割を果たしてきており、難民受入れについても比較的寛容な措置をとってきた。ニエレレ元大統領の死後、難民問題への消極化が取りざたされているものの、今回首相府(副次官)を中心に聞き取りを行った範囲では、その受入れに伴う負担に言及しながらも、当面難民受入れに関し、従来どおりの寛容な姿勢は維持される見通しとのことである。特にキゴマ州においては流入する難民とタンザニア側住民とが言語を含め民族的に近親関係にあり(八人、ルンディ人等)、歴史的に交流してきた関係にあるため当地域において難民の流入を拒むことは困難である。

他方、最近のブルンディ紛争に係るアルーシャ合意にもかかわらず、難民の本国帰還が急速に実現する可能性は低く、またタンザニア国内への統合・定着を政策として採用することも困難であるため、当国における難民問題は引き続き存在し続けるとの見通しも明らかにされた。

しかしながらこの難民受入れに係る方針を国民に納得させていくためにも、実際に様々な影響を被っている難民受入地域(R A A)における被害の回復、開発、住民の福祉向上を促進することが極めて重要であり、政府としては首相府内に設置された欧州連合(E U)支援による「 S P R A A : Special Programme for Refugee Affected Areas」の枠組みの下で開発を推進しているところである(併せて首相府、外務省、内務省、国連開発計画(U N D P)、 U N H C R を含む関係省庁間次官級タスクフォースが存在する)。なお、同プログラムへの他ドナーの協力を仰ぐため、2000年10月の総選挙後早い機会に R A A 開発に係るドナー会合を開催する予定がある。

2 - 1 - 2 対象地域の現状

キゴマ州はタンザニアの北西部に位置し、面積約3万7,000km²、人口約100万人(1995年推計、人口密度約27人/km²)を擁する自給自足型農業を主要経済活動とする農村地域である。降雨量は年1,000mm～1,200mmあり、比較的平坦な地形と併せて農業生産の観点からは、これまで食糧不足を経験したことがないといわれることにみられるように、ポテンシャルの高い地域であるといえる。

しかしながら同州は首都から遠隔地に位置し、交通の便が極端に悪いこともあり、タンザニアにおける最も開発の遅れた（１人当たり地域ＧＤＰ（国内総生産）：全国平均の５４％）地域であったところに、これまで交易を行ってきた大湖地域経済圏との断絶、難民への一時的な食料や介護・治療の提供、難民による薪炭林の伐採による植生の破壊（場所によってはキャンプ周辺半径１０ｋｍ以上の樹木が伐採され尽くしている）や土壌浸食の発生、道路舗装の劣化、地元住民が生活用水として使用する表流水の汚染、治安の悪化、伝染病の発生、診療所・病院等社会サービス機関の損耗等、様々な影響を被っている。これらのうち、すべてがネガティブなものではないにしろ（難民関連援助の流入や難民市の成立による経済活性化が認められる一方で物価も高騰）、ＲＡＡを中心として当該地域住民が負担してきた物理的、経済的、心理的コストは相当なものがあると認めざるを得ない。

しかるに、当該地域には従来政府によるものであれ、援助機関によるものであれ開発支援の手がほとんど届かなかったばかりか、難民流入に伴う人道援助はもっぱら難民を対象としたものであるため、飲料水、保健・医療、教育等の社会サービスや食料の確保等の側面において難民キャンプとＲＡＡ地域との間では明らかに格差が生じてきている（例：キャンプ内では１５～３０リットル／人／日の処理水が飲料水として確保されているのに対し、ＲＡＡではほとんどが表流水を未処理のまま使用。また、極端な栄養失調の発生率がキャンプ内では０．３％であるのに対し、ＲＡＡでは１１．３％）。このため、地元の行政並びに地域住民の間では難民キャンプとの生活格差に対する怨嗟、治安や環境の悪化等に対し補償を求める感情が高まっており、難民キャンプを運営するＵＮＨＣＲとしてもこのような地元感情に対応するため、ＲＡＡ地域に対する「開発」支援を本来のマンデートから踏み出して行っている状況である。

２－１－３ ＲＡＡ開発の枠組み

ＳＰＲＡＡにおいては、キゴマ州内各県ごとにＲＡＡ開発に関連した５２のプロジェクトが優先順位とともに提示されているが、今回ＳＰＲＡＡ事務局に確認したところ、これらのプロジェクトは各県からの要望をほぼそのまま反映したものであり、現状の被害・負担の評価に基づき必要な投入を規定した「マスタープラン」ではないことが明らかとなった。また、キゴマ州と州内各県にも併せて確認したが答えは同様であり、また優先順位づけも必ずしも合理的な規準に基づいたものではないことが看取された。

このような状況を反映して、ＵＮＨＣＲは自らの実施するＲＡＡ向けの小規模事業の選定を行うため、（ＳＰＲＡＡとは別に）独自にダルエスサラーム大学に調査を委託し、現状調査を行っている。

2 - 1 - 4 治安状況

R A Aを含む当該地域における治安については、行政、U N H C Rともに1993年の難民流入以降カスル等都市部を中心に強盗、女性への性的暴力を中心として地元住民に対する一般犯罪が増加したことを指摘しており、これは今回視察したキゴマ刑務所収監者の約3分の1が難民であることによっても確認することができた。他方で、U N H C RによればN G Oを含む援助関係者をターゲットとした重大な犯罪はこれまでなく、当地国連機関全体の判断として当該地域を対象とした危険度レベルの設定等特段の警戒体制はとっていないとのことであった。

しかしながら、U N H C Rはキャンプ内、国境地帯の治安維持体制の強化を図るため車両等活動経費をU N H C Rが一部負担したうえでタンザニア警察の増派を図ったり、キゴマ、カスル、キボンドの各事務所に安全対策担当官を配置し現地情報の収集・分析・周知を行っているほか、契約N G Oや運転手を含めた関係者ほぼ全員に無線機を貸与し、常時連絡が可能な体制をとっている。また、日没後の外出禁止（キゴマ、カスル等都市内を除く）、キャンプからは17:00までに退去し、朝は7時以降にのみ外出することを徹底する等、一定の予防的措置をとっており（U N H C Rにとっては通常のオペレーションではあるが）、今後我が国が当該地域において活動を展開する場合においても、これらと同様の措置をとることが必要である。

2 - 1 - 5 我が国協力の必要性和その方向性

（1）協力の必要性

キゴマ州は、これまで中央政府・ドナーの関心も低く、また大都市との交通の便も極端に悪かったため、いわばタンザニアにとっての「忘れられた地域」の1つであるとさえいえ、今後取り組むべき開発課題は無数に存在する。また、R A Aにおいては、治安の悪化、植生・水源を含む環境の劣化、物価の高騰、公共施設の劣化等その被害は甚大かつ様々な分野で発生しており、これらの問題への対応が早急に求められていることは論を待たない。

タンザニア政府並びに当該地域州政府が大湖地域の政治的安定に果たしている重要な役割を今後とも国際的に支えていく必要があるという政策的配慮、我が国としても紛争予防分野への協力を強化していくという政府開発援助（O D A）実施上の方針から、我が国としても難民の流入によるネガティブな影響を緩和するような協力を行っていくことの意義は十分に認められる。

（2）協力の方向性

R A Aの開発はこれまで我が国に対してもほとんど要請されることがなかったことや、開発計画書にその言及がないことにみられるように、中央政府レベルにおいて、開発本来の問題としてそれほど強く認識されてきたとはいえない。また、S P R A AやU N H C Rに

においても R A A の開発について中・長期的な見通しに立った戦略を立てるにいたっていない状況である。このためパイのドナーでは、ベルギー、デンマーク、オランダ等が散発的に支援を展開しているにとどまっている(我が国は草の根無償による保健施設への支援実績あり)。

このような状況の下、当面の我が国協力の方向性としては、基本的には難民の受入れ・存在に伴うネガティブな影響を「回復・復旧」するとの観点から支援を行っていくのが適切であり、「復興・開発」を意図した援助については包括的な調査と計画策定を待つて行すべきと考える。ただし、「復旧」を重視するとはいえ、キャンプ内・外の軋轢は R A A における直接的な被害によるものばかりではなく、両者間の福祉・厚生格差に起因する感情的なものもあるため、R A A への支援のなかに若干は現状の改善を含む要素を取り入れて考える必要がある。

2 - 1 - 6 具体的な協力方法

(1) 緊急対応

2000 年 7 月の定期協議時に U N H C R 側からあった「2000 年 11 月までに目に見える協力成果を」という強い要望については、在タンザニア大使館の理解と協力を得て草の根無償案件による対応を検討頂くことになり、大使館指示の下、本調査団の現地視察時に地方政府側要望を聴取するとともに要請フォームを手交し、記入・提出を要請した。キゴマ州政府要望案件の概要は以下のとおり(優先順位未定)。

- ・キゴマ県：タンガニーカ湖沿岸地域保健所 5 か所の修復
- ・カスル県：県内保健所 6 か所における簡易医療機材供与
- ・キボンド県：キボンド市内給水施設の改善

(2) 短期的対応

短期的対応については、上述のとおり、「回復・復旧」の視点を中心に、場合によっては現状改善の要素を含んだ案件を実施する。今回 U N H C R との協議のなかでは大規模な協力ではなく、現在自分たちが本来のマンデートを越えて実施している R A A 地域住民への支援を引き続き行ってもらうことで十分であるとの意見が聞かれた。地方政府の能力も十分ではないことを考えあわせると、今後 2 ～ 3 年間の短期間に対応可能と判断される協力スキームとしては、やはり小規模な投入が適切であり、草の根無償、開発福祉支援事業、在外開発調査、ごく小規模な一般無償等が妥当と考えられる。

現時点で分野ごとに想定される案件構想は以下のとおり。

1) 道 路

当地域における幹線道路であるニャカナジ - キゴマ間の幹線道路 (335km、全線ラテライト舗装) については、U N H C R 及び世界食糧計画 (W F P) の重車両が通行することにより舗装、構造物の著しい劣化が認められるが、既に E U がリハビリ工事 (礫舗装) を行うことが決定しており、一部区間については契約済みとのことである。したがって E U の支援が橋梁等構造物のリハビリを含んでいない場合、カスル - キゴマ間の安全上対応可能な範囲において橋梁等のリハビリを内容とした協力案件を想定することが可能である。

2) 環 境

難民受入れによる森林及び植生の破壊の状況は著しく、難民キャンプ周辺では半径 10km 以上にわたってほとんどの樹木が伐採されている。N G O を通じた難民向け環境教育、自然資源の有効利用促進活動等が行われているが、地域行政が担当すべき業務として、当該地域の森林資源賦存状況の把握、土地利用計画の策定等は早急に着手すべき分野であると思われる。

3) 社会セクター

水供給

キゴマ州はおおむね降雨量に恵まれている地域であることから、水不足の問題はないとのことである。しかし、難民キャンプにおける生活活動により河川の水質汚染が深刻化していること、そもそも表流水の無処理使用により衛生上問題がある地域が多いことから、村落部における地下水開発案件が想定される。また、都市部においては、難民受入センター (難民が到着し、簡単な審査のあと登録を行う場所) や中継センター (キャンプの準備ができるまで待機する場所) への水供給による水源への影響を軽減するための給水施設リハビリも要望が高い。

保 健

難民がキャンプに收容される前には地元の保健所にて治療を受けることが多く、また難民キャンプ内の保健所が常に混雑していることから、キャンプ外の保健所に治療に向かうケースもあり、地元の保健所における混雑解消、器材の損耗が著しいとして施設のリハビリ、器材の補充・更新の要望が高い。また、重症の患者の場合にはキャンプ内の保健所から県病院、州病院に搬送されるケースも多く、それら病院の拡張、機能向上にも高いニーズがある。

教 育

教育については、教室の不足、教師の確保等の問題を抱えている。しかし難民流入の当初は教室が占拠され、授業が実施できない等の被害があったものの、現時点

においては難民との関連におけるネガティブな影響は大きくないと判断される。

2 - 1 - 7 協力実施上の留意点

(1) 安全対策配慮

我が方の治安情勢判断においては、キゴマ県とカスル県南部は危険度 1 であるものの、カスル県北部及びキボンド県は危険度 3 の地域であることから、JICA が事業を実施する場合はその活動範囲は制限されたものとならざるを得ない。また、危険度 1 の地域であっても、国境付近であることから治安情勢には十分留意する必要がある。

今回州政府及び UNHCR には当方制約を説明し理解を得るとともに、UNHCR との間では、今後我が方が当地域で協力活動を行う場合には、その援助要員を UNHCR の安全対策措置の傘下に含めること、並びに現地情勢の悪化により危険度が高まった場合には我が方要員を(国連職員と同等の)緊急避難の対象として含める手続きをとることが可能であることを改めて確認した。

(2) 事業モニタリング

対象地域のキゴマ州はダルエスサラームから遠隔地(航空機による直行便はなく、ムワンザ乗り継ぎで 3.5 時間程度、列車では 2.5 日)にあり、また関係者を常駐させるにも危険が伴うため、事業のモニタリングが容易ではない。これについて UNHCR と協議したところ、事業実施にあたって UNHCR と取り極めを結び、同機関の雇用するセクター専門家によりモニタリングを行うことが可能である旨回答を得た。同機関は以前デンマークによる事業(刑務所の建設)のモニタリングを請け負って実施した経験があるとのことであり、我が方も同様の取り極めを結ぶことが可能、かつ有効であると考える。

(3) 案件の採択

今回調査の対象とした RAA 地域における案件要請の検討にあたっては、その(難民による被害への)補償的性格から、他の要請と同様に援助重点分野との関連で優先度を論じることが困難であると思われるため、要請の提出されたその都度、在外公館、外務本省による政策的判断を加味して評価を行っていくことが望ましいと考える。

2 - 2 ジュネーブ

2 - 2 - 1 タンザニア調査結果報告

上述のタンザニア調査結果を UNHCR に報告し、質疑応答及び意見交換を行った。本件に対する UNHCR 側の期待は非常に高く、UNHCR 側からは JICA の積極的、かつ長期的

関与に強い希望が出された。調査団からは、安全面の確保、タンザニア政府内の開発に関する優先順位づけ等を理由に、当面は難民受入れによる負の影響の回復に焦点を当てた短期的支援にとどまるべきである旨回答した。

2 - 2 - 2 合同プロジェクト形成について

(1) 協議のなかで合同で調査を行う意義について再確認したところ、次回調査においても U N H C R 側は現地でのロジスティック面でのサポートが中心となるものの、開発援助機関である J I C A から学ぶところが大であるので J I C A 調査団への同行について十分な意義を見いだしている旨回答を得た。また、併せて合同調査の実施は緒方高等弁務官にも理解と支持を得ているので、是非とも実現させたいとの発言があった。

(2) 合同プロジェクト形成調査についての協議結果概要は以下のとおり。

- ・上位目標

R A A における開発復興支援に係るタンザニア政府の支援を行うこと。

U N H C R と J I C A の合同の案件発掘によって双方の組織についての理解を深めること。

- ・調査目標

キゴマ州 R A A における案件発掘を行う。

- ・調査項目

R A A における他ドナーの活動の整理

今次調査によって重点とした分野における案件発掘

案件実施に向けてのタンザニア政府、U N H C R、及び J I C A の役割分担の確認

発掘案件に係る進捗管理体制、スケジュールの確認

タンザニア政府からの要請書提出促進

- ・双方投入

J I C A :

J I C A 及びコンサルタントから構成される調査団のタンザニアへの派遣

今次調査にて雇用したローカルコンサルタントからの情報提供

U N H C R :

合同調査団への人員の派遣、調査団派遣にあたっての手続き面での支援

- ・成 果

U N H C R - J I C A 合同調査レポート

具体的プロジェクト案

第3章 今後の対応

3 - 1 U N H C R との合同プロジェクト形成調査（2週間程度）

日本国内での関係者の調整を経て具体的な案件の絞り込みを行い、これを基に2000年11月下旬～12月初旬、国連難民高等弁務官事務所（U N H C R）とともに現地にて保健省、公共事業省等担当官庁への説明を行い、正式要請として提出するよう理解を求めていく。

3 - 2 企画調査員の派遣

2000年度採択されている「紛争後復興支援／紛争予防」分野の広域企画調査員を早期に派遣し、同調査員を通じて引き続きU N H C R との関係強化、案件の実施促進、事業モニタリングを行う。